

平成23年6月第33回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成23年6月29日第33回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小野 一雄                      2 番 熊澤 勇

3 番 鞠子 幸則                      4 番 相澤 久美子

5 番 渡邊 健一                      6 番 高野 孝一

7 番 宍戸 秀正                      8 番 安藤 美重子

9 番 鈴木 高行                      10番 平間 竹夫

11番 佐藤 アヤ                      12番 佐藤 實

13番 山本 久人                      14番 熊田 芳子

15番 安田 重行                      16番 永浜 紀次

17番 高野 進                      18番 島田 金一

19番 安細 隆之                      20番 岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
震災復興推進課長	高 橋 伸 幸	税務課長	日 下 初 夫
町民生活課長	安 喰 和 子	保健福祉課長	佐 藤 浄
産業観光課長	東 常 太 郎	わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄
都市建設課長	古 積 敏 男	上下水道課長	清 野 博 文
会計管理者 会計課長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学務課長	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	佐々木 利 久
農業委員会 事務局長	酒 井 庄 市	監 査 委 員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	桜 井 直 規		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前9時57分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番 宍戸秀正議員、8番 安藤美重子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。順次発言を許します。

9番。鈴木高行議員、登壇。

〔9番 鈴木高行君 登壇〕

9番（鈴木高行君） 9番、鈴木高行です。

質問に入る前に、このたびの東日本大震災によって亡くなられた多くの方々、そして大切な財産を失われたの方々に対して、心から弔慰とお見舞いを申し上げます。

では、質問に入ります。

本町は、このたびの大震災によって大きな被害を受けました。特に大津波によるものが荒浜地区一帯、吉田東部地区など、沿岸部で今までに類を見ない甚大な被害をもたらしました。被害は死亡者、いまだ行方不明の方々を含めて263人、家屋の全・半壊約3,000軒、水産業施設や多くの漁船の廃船、農業施設や水田の使用不能、

その上散乱したがれきの撤去など、多岐に及ぶものです。これらの被害から復旧、復興するには莫大な財源と長い時間を費やさなければならないとは、だれもが理解しております。

立ち直りを早くするには、それぞれの分野にいる方々が知恵を出し、本町に合った復興計画を作成して、いち早く実行に移すことでもあります。この舵取りを担うのが行政であり、多くの町民が行政に期待しております。

そこで私は、被災者の方々が特に望んでいる住環境の整備として、住宅地の確保、家屋の再建であります。このことは、復興の最優先課題として取り組むべきではないかと私は考えております。

今回の津波で、吉田東部、大畑浜、吉田浜、野地、開墾場、長瀬、浜吉田一体、そして荒浜一帯の方々の大半は家屋に被害を受けております。そして、自宅に住めない状態です。二、三カ月後にやっと、自宅の2階で生活することが可能になったというところで、現在はあります。しかし多くの方々は、仮設住宅や民間アパート、そしてまた避難所で生活しております。

このような被災者の住宅状況から、亘理町では津波により家を失った方々の住居の確保のために、どのような土地利用計画を考えているのか、まず伺います。また、住居地域として用途指定している地域のほかに、新規の住居地域として別のゾーン、例えば工業団地や公共ゾーン等を公共的土地区画整理事業で住居地域に用途指定するとか、吉田東部地区から出されている集団移転の請願に対応するため、地域コミュニティの維持を考えて民間地権者からある程度まとまった土地を買い上げて、公共的土地区画整理事業を推進して、被災者の方々に有利な条件で提供するというふうな考え方は、町では持っているかいなか、まず伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、鈴木高行議員にお答えいたします。

ただいま鈴木議員から申されたとおり、今回の東日本大震災によりまして町民約2,900戸、そして合わせまして人的被害ということで9,000人の被害があったわけでございます。ただいま申されたように、この本町の津波被害を受けた場所での原形復旧については、現時点で不可能ではなかろうかと思っております。町といたしましては、中長期的な視点に立った町のランドデザイン、すなわち全体の構想、を新たに再構築し、町の再生を図ることが必要であると考えております。

特に住宅地、農業地域、漁業地域等のグランドデザインについては、防災や産業振興のあり方などの面からも、地域住民はもとより復興会議の委員の方々のご意見を参考にしながら、根本的な見直しをする必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今後策定いたします災害復興計画案の中で、いろいろな方々のご意見を踏まえて、土地利用計画の見直しをしてまいりたいと考えております。

また、被災者の土地の取得方法についてのご質問ですが、このことについても今後策定する復興計画案の中で、今回被災を受けた方々にとって余り負担のかからないような手法を考えてまいりたいと考えております。

ただ被災者の方々が移転を希望する場所がどこであるかが一番重要であると考えますので、今後移転を希望する方々のご意見を十分に踏まえて、前向きに検討をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

- 9 番（鈴木高行君） 今の町長の答弁では、先行きが全然見えないんですね。町の考えの先行き。今切羽詰まっている人がいっぱいいるの、住宅地で。今、先ほど例えばという話でご提案申し上げたところもありますし、今から住民の意向とか復興会議の意見とか、それらを踏まえて住宅地の選定をすると。それはいつなのかも見えてこない、今の答弁では。いつやるんですか、どこに住宅地を求めるんですか、困っている方々はまだまだいるんです。半壊で困っている、一部損壊で困っている、だけれどもどこに建てていいか。52万円の修理費をもらっても、どこに建てればいいんだと、どこにも示されていない、今の状況では。そういう面で、迷っているんです。どこの場所に行ったって、迷っている。やっぱり、今町長が言ったように、まだまだ亘理町の方針は決まっていない。今新聞に載っている再生進路ですか、各被災14町村の町長さん方が語っているようだけれども、亘理町だけです、住宅のことが載っていないのは齋藤町長だけ。あとの町長は、全部再生進路に住宅はどうするって載っています。職住分離とか、いろいろなこと。住宅のことを語らずして、復興とか復旧とか、どこに住民を定住させるとかって、そういう観点は一番初めに私が言ったとおり最優先課題として住宅をとらえてくださいと私は考えますよと、そういう質問をしているんです。

だから、その辺でどのような形で困っている方を収めようとしているのか、まず

その辺ちょっともう1回答弁してください。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、震災復興会議そのものについては6月22日、そして7月26日に開催2回目を予定しているわけでございます。やはり、この復興会議のメンバーそのものについては、ご案内のとおり地震の工学関係では今村東北大教授とか、あるいは都市デザインの関係の東京大学の石川先生等に入っただき、さらには被災された方々、そして産業関係の方々、そして議会代表として3人の方々も参加をいただき、18名の中で今復興会議の中で町のデザインをどのようにするかということが描かれるものと思っておるわけでございます。

最初から、町で「こうすべきである」ということで町主導も必要かと思えますけれども、やはり復興会議の中での会議を踏まえて、そして住民意向調査、これについては7月8日から発送し、7月19日に回収ということで日程を組まさせていただきました。ただ単に町の計画そのものだけでなく、やはり被災者が主体となるまちづくりということで、今回特にこの被災された方についてはほかの町村と違って、亘理町については鳥の海を挟んで北側は漁業、水産、そして観光。そして南側は、東北のイチゴと言われるイチゴ栽培農家ということでございまして、おのおの違うということでございます、復興そのものが。

そして、土地の移動そのものについても、今土地の区画整理事業とか都市計画事業とか、いろいろこれらの問題についてもやはり復興会議の中で議論をいただき、そして基本方針を定めたいと思っておるところでございまして、拙速に早く町の方だけでやるのが果たしていいのか。そして、集団移転ということで荒浜の5丁目の方々から25名、そして吉田浜南北から104名、合わせまして129名の数になりますけれども、その移転する場所そのものについてもやはりどの位置がいいのか、これからの道路網の整備、そしていろいろな施設の問題、学校等の位置の問題、そうすることによって吉田地区そのもの、浜通りそのものが、例えば西部地区に行った場合については吉田浜周辺、要するに長瀬小学校をどうするのか。荒浜の場合については学校等についてはどうするのかという考え方もありますので、やはり復興会議の中で全体構想を定めていただき、それに基づきまして基本計画を策定いたしたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、町長は自分の考えを持たないで、住民の意向とか復興会議とかそういうのを参考にして基本計画をつくるような話しぶりですけども、私が今提案しているのは、困っている方々、どこに行ってもいいかわからない方、赤旗、黄色旗を上げている方々、建物で。7月31日まで決定しなければならない、壊すか修理するかと。そういう方々がいっぱいいるんですよ。それが12月まで、復興計画出るまで待ってろ、そんな矛盾した話はない。どうすればいいんだ、そういう方々は。どこに線引きして、どこに住宅地を構えればいいんですか、そういう方々は。

そういう基本的なたたき台も出てきていない。復興計画会議でも何でもいいから、そういうところに必ず各市町村はたたき台を出しているんです。亶理町の基本的な方針は、町のことを一番知っている町長初め職員の方々、みんな一番知っているはずです。ほかのえらい方々よりも。その方々がたたき台を出さなくて、だれが出すんですか、たたき台を。それも出てこないで復興会議にかけたって、復興会議のメンバーは亶理町のことなんか余り知りませんよ。そのたたき台をつくるのが、皆さんでしょう。

それも出てこないで、町民の方々に黄色旗か赤旗かって判断させる、線引きもしない、そういう判定の仕方、今の進め方というのは、ちょっと町民の方々は納得していないと思いますよ。どこに行ってもいいかわからないですよ、建てていいか。52万円の修理費、そのほかに支援金50万円、100万円、その金を使ってもやっていいのか、今のところに。その判断がつかないでいるんだ。それにこたえるのが行政だと思いますよ。ある程度のたたき台、素案を出して、町の考えはこうだと。これをいろいろ修正、変更はあるけれども、復興会議にかけたり住民の意向を聞いて、直すところも出てきます。その基本方針、たたき台も出てこないという中で復興計画案を進めるということが、私はちょっと方向性が違うんじゃないですかねと思います。そこに答弁をお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの解体、がれきの撤去の問題での三つの色分けの旗かと思えますけれども、やはりこの地域、荒浜地区、吉田東部地区については、本人の自己申告ということでの赤旗、青旗、黄色旗、それによってやはり本人の意思の確認のために表示をさせていただき、そしてがれきの撤去そのものについてもやはりスムーズに行うためにその赤旗をし、そして本人の意思を尊重するための赤旗という

こととございます。

そしてまた、がれきの撤去そのものについても、早くやりたいということ、それについても強制的に町の方で、これは半壊だから、あるいは全壊だから、さらには庭にがれきがあるから町の方で本人の意思を無視してやるわけにはいかないということで、互理方式ということで申しわけないんですけども、そういう方程式をとらせていただいたわけとございます。

さらには、今お話しのとおり、他市町村におきましては土地の利用の問題とかデザイン的な内容をお示しするというところとございますけれども、やはりこれについては第2回目の会議の際にはある程度の素案というかを出したいと思っておるところとございます。そういう中で、やはり一番困っておるのが住民の方ということでございますので、そういうことから仮設住宅を優先的に建設をさせていただきました。幸い、互理町についてはその仮設住宅を建設する場所が5カ所あったということで、来月の7日あたりまでには全避難民の方々が入居できると思っております。そういうことから、仮設住宅をまずもって住む家、そしてさらには根本はやはり移転する場合については、やはりどの場所がいいのか、その地域のコミュニティーづくりも大事だと思います。例えば浜から上に上がってきて、単独の集落をつくっていいのか、荒浜であれば荒浜の地域の中での移動した地域のコミュニティーづくり、吉田についても現在の構想そのものについてはまだはっきりしておりませんが、西部の方にきて果たしていいのかどうか。その辺についても、意向調査、そして住民説明会を行いながら、やはり進めるべきではなかろうかと、私自身そのように思っておるところとございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 私の質問、ちょっと2点目に入ったところもありますけれども。なぜかという、町長の答弁では私は用途地域とか土地利用計画をどのようにするんだと、1問目で聞いているんです。その答弁は、返ってこないんですね、町長からは。土地利用計画は互理町ではどうするんですか、みんな困っている人がいるんですよ。住居地域の用途指定はどこにするんですか、変更するんですかって、第1問目で私聞いているんです。それに対しては、答弁ないんです。最後の復興計画とか住民意向調査を聞いてから考える、それが12月だと。そういう答弁を私は期待していないんです。



住民だって、12月まで住居地域の指定を待っているわけではないんです。今このような時期になったんだから、荒浜地区の土地利用とか吉田東部地区の土地利用、住居地域の用途指定はあそこにはできないよとか、吉田東部の大畑、あっちの東部の方は住居として住めないよとか、そういうのは出せるはずなんです。今の現状から言って。そういう土地利用計画を素早く出して皆さんに提示して、例えば線引き、今県あたりで言っている「相馬亘理線から東はちょっと制限区域にしよう」とか、仙台市のように「3段階に分けよう」とか。

亘理町だって同じような形で、今の被害の状況からいっただらば、同様な被害状況だと思います。それを長々と待たせておいて、黄色旗を持っている人をふらふらさせといて、そんなような状況では指導する立場としては、ちょっと町民から不安、迷いをかうのは当たり前だと思います。

その辺で、7月いっぱい判断するんだから、町民の方々は。壊していいのか、どうするかって。それ以前に、はっきりした亘理町の基本方針、「相馬亘理線から東はだめだよ、制限区域に指定するよ」とかって、そういうものを持って、出して、それを今度復興会議とか住民意向調査にかけるんならわかるの。その基本方針もなく、皆さんを右往左往させておくという行政指導は、ちょっといかなものかな、町民に不安を与えるだけじゃないかなと思っています。

出せるはずで、一番知っているのは皆さんなんですから。学者よりも、町民よりも。それを出さないというのは、どういうことなのかなって私は思うんです。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 土地利用計画、それらについては町の方でもいろいろ検討はしておるわけでございます。特に荒浜地区そのものについては、あのような建物の状態であると、間口が狭い。そして、その上流部について移転する場合については、やはりほ場整備した跡地があるということ、この農振法の変更の問題。そして、吉田地区についても今お話しのとおり、相馬亘理線の上とか下とかいうようなお話でございますけれども、これらについてもこの際吉田地区のほ場整備を、「国の災害復旧の中で、一挙にほ場整備をやってはどうか」という県からの指導もあるわけでございます。

そういう中での取り組み、ほ場整備そのものの国の予算をしてやった場合については、そうすると住宅地にはならない。その場合についての住宅地の張りつけその

ものについてはどのようにするか。そしてご案内のとおり、現在農地そのものについての地盤の問題も、私は考えているわけでございます。場所的にはいい場所がいろいろあるわけでございますけれども、地盤がどうしても荒浜上部、そして吉田の上部については地盤が軟弱地盤であると。そういうところに住宅をすぐ、私の考え方でこの地域はやはり減災のための住宅地ということであっても、やはり将来の宅地の地盤の強度の問題、それらも十分今検討させておるところでございます。

そういうことから、色塗りというか土地区画整理事業、あるいはほ場整備の問題、多々いろいろな問題が錯綜しておるわけでございます。これらについても、JAさんとか土地改良区さんとか、あるいは漁業協同組合の方々ともいろいろ協議をしておるわけでございます。そういうことから、やはり住民の方々が最も移動したい場所、そして将来どのようなまちづくりをしてあげれば住民に喜ばれるまちづくりができるのか、それらについて現在この災害対策本部、あるいは本部会議の中でいろいろ調整を図っております。これらについては近日中というか、7月の復興会議の中でお示しできるかどうか、現在震災復興推進課の方でもいろいろと、道路網の整備の問題、拡幅の問題、さらには現在ある学校の問題、それらをどのようにするかということでございます。

そういうもろもろの事情を考えながら、やはりお示しをすべく考えておるわけでございまして、余り町長のトップダウン方式でやるのではなく、被災者の意向を十分踏まえた内容で基本計画を策定いたしたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、町長は産業のこととかいろいろとお話しされたけれども、私は今回絞っているのは住宅用地なんですね。住宅で困っている人がいっぱいいる。住むところがなくて。どこに住んでいいか、それに絞っているんです。やっぱり住宅を建てるためには、用途地域の中で住居地域に指定する、町として誘導するためには。それは、やっぱり土地利用の中で、用途地域はここにもし、例えばの話でも工業団地の中、あそこは32ヘクタール、ここを住居地域に、第一種でも第二種でもいいですよ、住居地域に指定して、ここに集約してコンパクトシティーをつくってもいいかなというような発想とか。あと、公共ゾーンでもいいですし。あと、吉田西部だったら吉田西部の方につくる、その手法はいろいろ区画整理もあるべや、民間の誘導するものも、そういうものを示されると、迷っている方々は「ああ、互理の

我々がもし住むところは、あのところなんだな」と。そうすると、迷いが解けるんですね。今のところじゃだめなんだ。亶理町の基本的な方針はここになるんだな、ここに約1,000戸くらいの住宅団地ができるような方向性、そこに財政的に困れば災害公営住宅を建てて、そういうような人に与えようとか、そういう住宅地の用途指定、土地利用、そういうものをきちっと今の段階で。まあ、農業とかいろいろ今から時間かかるから、漁業でもね。この住宅については早急に、1カ月以内にもチラシでも何でもいいですよ、新聞に出してもいいですよ。そういうものの方向性というのを、私は示すべきだと思うんです、町として、方針として。「亶理町のたたき台だよ、これからこれでもっていくんです」って。住宅地だけでもいいですよ。そういう方向を、ひとつやれるって言うてみてくださいよ。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、亶理中央工場団地そのものについてはご案内のとおり、農村地域工業導入促進法という法律に基づきまして、32.6ヘクタールを取得させていただいたわけでございます。そういう中で、10ヘクタール分については造成済みである、残り分については22.6ヘクタールが田んぼの遊休土地になっておるわけでございます。

また、公共ゾーンそのものについては、逢隈西部の400町歩のほ場整備の中での道路水路の非農用地の取得ということで16.2ヘクタール、そしてアクセス道路4万5,000ということで17万平方メートルの用地を取得しております。これらについても、やはり事業認定という国県からのことがあるわけで、これについても現在担当の方でどのような手法があるかということで、その機関に対しても協議をしております。

しかし、これについて果たして希望者が、例えば吉田地区の浜通りの方々が「工業団地の住宅を造成しておあげしますよ」と言った場合について、皆さんがあの場所で吉田浜という地域のコミュニティーがどうなるのか。そしてそこには、現在の工業団地にはご案内のとおりケーヒンワタリとそして積水フィルムがある。工場の近くに住宅地が果たしていいのかどうか。そして、公共ゾーンそのものについては、今後の保健福祉センターとか学校給食センターの問題、そして役場庁舎、そして体育館というような整備計画に基づきまして国からの認可を受けた施設である。その場合、この公共ゾーンについてはどこの住民があな場所に、吉田の方々、浜通りの

方々が来るか、あるいは荒浜の方々があの場所に来るか、その辺私としてもやはり被災者の方々の意向を聞かなければならないと思っております。あの場所を、「はい、将来的な被災者のための住宅地として、工業団地あるいは公共ゾーンに張りつけたものですから、ぜひここに住宅を取得してください」と言っても、なかなか難しいのかなと思っております。

と申しますのは、用地の取得の単価の問題、それらの内容も含める。そして、現在住んでいる方々が全戸集団移転した場合の宅地の問題、どのようにするか。遊休土地にするのか、何かの工場団地にするのか、それらの内容も十分町の方では検討しているわけでございます。そういうことから、やはり住民の意向調査、さらには住民説明会を行って、最終的な判断をしまいたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 町長、私は今土地利用で用途地域をどこにするかという、その時期を早く示さなきゃだめだよと私は質問しているんです。使い道とかそういう素早い動きで、困っている方々の対応に当たってくださいと言っているんです。それには、住居地域の用途指定だよと。それが誘導になるんだと、私は質問しているんですね。それが、いろいろなハードルがあるとか何とか、そういうハードルは後からクリアすればいいんですよ。規制緩和の時代ですから、今は。そういうはっきり示すことで、町民が安心するんですよ。迷いをなくすんですよ。それを示さないでずるずるいったら、町民はいつまでも迷っているんです。そういうことができないのかって、私は聞いているんです。

今、金のこといろいろ出たようですけども、金だって先行取得してある土地なんだから、これはそんなに難しいことはないと思います。地権者がいるわけじゃないし。まとめるのにも、それで単価の問題だけくらいであって、減歩率にしたってそんなに大きな減歩もしなくたって、土地区画整理をやれば30から40の間くらいの減歩率でここは有効活用できると思います、用途指定すれば。そうした場合、今1,500戸の方々がどこに行っているかわからない、仮設にいろいろいるんだけど、1,500全部は来なくても、あそこに400から500、600くらいの住居は張りつくはずで、中央工場団地には。半分くらいですけどもね。公共ゾーンも利用すれば、あそこ入れて約七、八百の戸数は土地区画整理事業で確保できる。これが住宅地だ

よ、亘理町の将来の核になるぞって。そういうような基本方針をポンと出すと、皆さんも「ああ、ここに住宅地として我々は将来来れるのかな」と。そういう方針を出してほしいなど、私は土地利用計画の中で示してほしいんですよ、用途地域として。

今の用途地域なんかはもうないと同じ、油田にしたって住宅なんか張りつかないんだから、住宅地域として。区画整理もやっていない横山地域も、住宅地としては体をなさないんだから。そいつを確保するためには、いろいろな用途地域の見直し、土地利用の見直し、そんなものを早くやらないと、皆さんほかの方に転出していきますよ。右往左往していたら。その辺で、もう一回お願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、国の方でも今月の25日ですか、震災のための基本法が出たわけでございます。その基本法に基づきまして、きのうあたり議論されたようでございますけれども、7月中にこの基本法に基づきまして基本方針が出ると。それはやはり財政の問題、そしてこの被災された方々への支援の問題、そして復興の財源、これが最も大事だと思っております。ただ単にやることによって、後で町の負担が大きくなるよりも、やはり基本法に基づきまして、国の方で7月中にやりたいというふうな、けさの新聞にあるわけでございます。

それと同時に、県の復興計画そのものについても、きょうの午後から会議があるわけでございますけれども、第一次の説明会があるということでございます。それらを国の基本方針、県の基本方針を踏まえながら町の方でも考え、さらには今議員さんから言われた用途地域の問題、これらについてもやはり町独自だけでなく各団体との調整も必要ではなかろうかと思っております。これについても、各課に指示をしながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 何度言っても、いつ幾日まで詰めるところを指定するというような答弁は返ってこないです。これは、後ろにいる方々も多分わかると思いますけれども、そういう考えがないということだと私は判断します。

次に、第2点目に移ります。常に町では安全・安心というようなキャッチフレーズでまちづくりをつくっている。この安全・安心を基本にしているまちづくり、今回防災都市構想、この素案もまだ出てこない。そういう中で、町民の方がこの中身

が全然見えない。安全・安心の防災構想の町というのはどういうものだ。それも、今ところ町民の方々はわからないんですね、その構想の中身も。それで、みんな迷っている。

やっぱり、町長初め執行部の方々は常に視線を町民のために、町民の視線で、町民がどのような状況に今置かれているのか、安心して住めるところはどこなのか、そういうものに視点を置くべきだと思います。仮設住宅に入ったからいいんだ、民間住宅に入ったからいいんだ、そういう問題では、その方々が2年、3年、5年後には必ずどこかで定住のところを求める。そうした場合、亶理町に定住するところがない。不安だ、他市町村に転出する、そういう状況になったときの定住人口がずんずん減少して行って、3万6,000人が3万3,000人、3万人、そういう形になっていくのではないかと予想されます。これは、町の一番の衰退です。こういうことをとめることが、施策としての最重要課題として、これからの町政にあたっていただきたいと思います。

そこで私が提案したいのが、先ほども言ったけれどもコンパクトシティーですね。被災にあった人には十分な説明をして、亶理町の今からの将来の核となるところは、へそとなっている今の工場団地だよ。あそこのところにいろいろなもの、機能を集めて、そこでコンパクトな町をつかって、被災地としての復興だというような形につかっていったならば、どうなるか。

確かに、そういうものをポンと打ち出すと、さっきから町長が言っているように、町民だ、復興会議だ、いろいろ言って「その案を見た後でないとできない」なんて話じゃなくて、さっきも言ったように一番知っているのは皆さんなんです。何十年と役場において、亶理町にいるんですから。亶理町の隅々まで知っているはずですよ。土地の土壌、中身まで。そうした場合、やっぱりその計画、素案、方針などを随時示して、たたき台というのはいち早く示すべきだと思います。その中心となるのが、私がさっきから言っているコンパクトシティーというのは、工場団地だぞと。あそこに注目を集めるような町をつくったらどうかと。金もかからない、そんなに。買収する必要もないし。近隣にはいろいろな商業施設もあるし、そういうものをつくれば、また張りつくものもあるだろうし、駅にも近いし、荒浜漁港にだって車で行けば二、三分だ。あそこに公共ゾーンと工場団地を合わせれば約1,000戸くらいの住宅、そして災害公営住宅などを取りまとめてつくれば、財政的に困っている年寄

りの方だって公営住宅に入居できるし、将来もそこで暮らせる。そういうような考えを、町長さんは持たないですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今お話しのとおり、公共ゾーンあるいは工場団地の利用、要するに被災された方への住宅の提供の土地というふうなお話しでございますけれども、これらについても先ほど若干触れましたけれども、これらについての県並びに国の方からの指導に基づきまして、それらの施策に基づいて工場団地を指定、あるいは公共ゾーンについても国県の事業認定を受けながらやったと。これについて、先ほど申し上げたとおり、現在それらについて今回の震災に伴いまして利用できるかどうか、今協議中でございます。

しかし、果たしてその土地に、現在意向調査の内容によりますけれども、果たしてあの場所が吉田浜、東部の方から来ていかなものか、あるいは公共ゾーンに荒浜地区の方々が来ることによって、本来の荒浜地区のまちづくり、そして吉田浜地域のまちづくり、そのものについてはどのようにするか。やはりその点も十分踏まえないと、今後ただ単にあそこの場所が移動場所、集団移転の場所ということの位置づけでいいのかどうか、それらの内容についての意向調査でございます。そして、それに基づきまして、やはり被災された方々への説明をいたし、それに基づきましてやはり絵柄を描くべきではなかろうかと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 私は、あそこに今度被災された吉田東部の方々まで全部を、あそこに呼ぼうというような考えではないんですね。吉田東部の方々は、西岸でいえば吉田西部の方に移転したらいい。もしくは、もうちょっと下がってもいいというふうな話もしておりますので、確かに吉田西部の地権者の方、区長さん方、この前も話があったんですけども、ある程度のまとまった土地を放すのはやぶさかではないと。ただ、放す場合の条件として、個人対個人の売買は余りよろしくない。やはり仲介に町が入って、ある面積を土地区画整理事業のようなものでやってもらえれば、その辺の融通性はあるというような話もしておりました。

また、浜吉田近辺でも「土地を提供したい」と。少々のかさ上げすれば、十分可能などころがあります。そういうところも検討のひとつの視野に入れて、全部が全

部あそこの中央団地でない。吉田は吉田でちゃんと地域性もあって、それはそれに合った土地の利用計画があってもいいと思います。そういうものが全体的にあるんだから、絵に描けると思うの。絵に描くのが遅いのではだめだと言っているんです。逃げていくよ、定住人口の減になるよ、そういうことなんです。

ただ、土地でも被災された方々はただということではなくて、暫時町で借り上げても、国からの事業として借り上げの制度も出るか出ないか、ちょっとまだ出るような話、出ないような話ですけれども、1万円、2万円で等価の面積で買い上げて、100坪買ったならば100坪を提供しますよ、それは倍の値段ですよ、1.5倍ですよと、そういうような有利な条件で、この際被災者の方々にいろいろな条件面の負担をしてやっても、私は町民として皆さん共に生きようと思った場合、それは当たり前のことかなというような感じもします。

そのようなことから、困っている方々は皆同じ助け合いの精神で、いかに亙理町から離れないように、住めるような条件整備をしてやる、住環境の整備をしてやるということが、やっぱり町長さんの努め、それが指導力。いち早く、復興会議とかそういうのの意見を待つんでなくて、トップダウンでいいと思います。役場の幹部の方々は、みんな状況を知っているんだから、みんな意見を出し合い、知恵を出し合って、じゃあこういうような絵を描こうやと、そういうものを提示することが、町民を安心させることなんですよ。差し当たり「相馬亙理から下はだめだ」とか、そういうような基本ラインのことをつくるべきだと思います。それを、赤旗、黄色旗の、またはいろいろ迷っている方々に早急に提示して、「ああ、そうか」と納得させることが、行政の役目ですよ。お願いします、もう1回。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今提案あった内容については、やはり震災復興推進課の方にも、あるいは各担当部門、道路網の整備とかあるいは国県の防潮堤の問題とか、それらについての将来的な復旧のための構想なども伺いながら、ただ単にこちらの方で示すというんでなく、国県の内容もある程度、例えば亙理町内では浜通りで申し上げますと相馬亙理線とか荒浜港今泉線とか、そういういろいろな幹線道路があるわけがございます。そういう中での位置づけをしなければならないと思っております。

そういうことから、できるだけ今お話しがあった住宅地域の線引き等、それらについても今後早めに震災復興推進課の方で取りまとめをし、それに基づきまして意



向調査と同時に説明会の中でお示しできればなと思っておるところでございます。  
以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 私も再生進路を読んでいるんです、14回シリーズなんですけれどもね。その中で、大体12月まで復興計画を出すというのは、2町しかない。あとはそれ以前なんです、出してくるのが。その前に、もうたたき台を出しているんです、基本方針というのを。それをもって復興会議にかけている。そういうのが多いんです、町村で。亘理町の場合は、基本方針もない、たたき台もないで復興会議に臨んでいる。大体の市町村は、自分のところで方針、これを曲げられない方針というものを、必ずつくってくるはずです。亘理町は、ここまではこれは譲れないんだよ。何ぼ復興会議のお偉いさんが言ったって、基本方針はこれだ。これは曲げられない、そういうものを必ずもってきてたたき台をつくって、そういう会議に当たるべきだと思います。それもない。では、みんな迷うのは当たり前なんです。

ただ一つは、町長が前に言ったようだけれども、住居の指定、制限区域、危険区域でないですよ、制限区域ですよ。建てるか建てられないか。それは県の建築基準法で、9月11日とかいろいろあるかもしれませんが、それ以前に町として、方針として、ここからラインを引いて線引きをして、「東側は責任持てない」と、そうはっきりは言わなくてもいいけれども、「おくれるよ」とか、「なるべくこちらに建てた方が、我々町の方針はこっちが住宅、こっちは産業用地」、そういうものを新聞でもいいしテレビでもいいです、広報は遅いから。そういう報道機関に出してください、早々に。そうすると、住民は安心します。それについて、ひとつお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今の内容でございますけれども、それらについてやはり住民の意向調査、そして説明会後にやはり示してまいりたいと思っております。なぜ亘理町がその復興会議の開催でもおくれたかという、こんなことを言っても泣き言になりますけれども、役場庁舎が2カ月間にわたりましてテント暮らし、そしてこのようなプレハブの中であったと。そのためには、やはりこの電線の配線とかコンピューターの問題とか、いろいろあったわけでございます。その実情もご理解いただきたいと思っております。

しかし、今申されたように被災者の住宅確保が最も大事である。そのためには、どの位置に、どの場所に、そしてその場所そのものの選定に当たりましても関係の方々のご了解も得なければならない。ただ単に町の方で「ここが住宅地になるから、ここを住宅地域としたい」ということであっても、地権者の方から異論が出た場合についての対応そのものを、一番心配しているわけでございます。そういうことで、指定はする、ただし所有者の方からなぜ私の土地の中に住宅地を線引きするんですかと言われた場合についての内容がありますので、やはり慎重にやらなければならないと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 慎重になるのはわかるんですけども、だけれどもあくまでもたたき台、素案というのは、変更、修正、いろいろな者の意見を聞いて、復興会議でもいいし住民意向調査でもいいし、そういう意向を聞いて修正、変更というのは可能なんです。だから、町としての基本ラインはこうだということを、それを示せと私は言っているんですよ。その基本ラインを修正する分は可能です、いろいろなものを聞きながら。出さないうちから、「こう言われたら困る」でなくて、出してみても初めいろいろ修正するものです。その基本ラインを出さなかったら、だれも言う人はいないです。言われるような基本方針、ラインを出してください。言われていいんです、それで。それを出さないから、みんな迷っているんです。出すようにお願いします。終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、鈴木高行議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時といたします。休憩。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

13番。山本久人議員、登壇。

〔13番 山本久人君 登壇〕

13番（山本久人君） 13番、山本久人です。

語句の訂正があるんですけども、お願いしたいと思います。1番「防災につい

て」の次の行の（１）「平成21年」とありますが、よく調べた結果「平成20年」の誤りでした。申しわけありません。訂正をお願いします。

それでは、まず（１）の「平成20年9月議会中に行われた決算審査特別委員会で、防災無線に対する町民の不満が大きいことから、防災ラジオの導入を提案した」とあるんですけれども、具体的に町民の不満というのは、私は当時総務常任委員会に在籍しておりまして、区長さんとの懇談会の中で複数の区長から、「防災無線が聞こえない」「外でも聞こえない」「先日の火事でも聞こえないから、出だしが遅くなった」、これは平成20年当時の話です。「難聴地域が多い」「箇所が足りない」「全然聞こえない」「災害時どうするのか」等の意見が既に平成20年当時に複数の区長さんからお話しがありまして、個人的にちょっと調べた結果、防災ラジオというものを採用している自治体があると。これはスーパーマーケットとかコンビニとかで売っている防災ラジオとはまるきり別物で、その自治体の防災無線に特化したラジオということです。

一例を申し上げますと、FM上越の場合ですけれども、市から防災行政無線を通じて緊急情報等を発信した際に、FM上越の電波を利用し、自動的に情報を受信し、ランプの点滅と大音量でお知らせする専用の受信機ですという形で、ほかにも主に中部地方の自治体、長野ですとかその辺が多いようで、余り東北地方での採用例は出てこなかったんですけれども、そういったものを無償、または1,000円から4,000円程度の若干の有償で提供している自治体があったということで、その当時の決算審査特別委員会で担当課長さんの答弁は「防災ラジオの件についても、県内の実施している市町村の状況を把握しております。それらを精査の上、導入した方が効果があるのか、どのくらい経費がかかるのか、防災無線と防災ラジオの連携はどのようにいくのか十分研究の上、最終判断をしたいと考えております」という答弁をいただきましたので、私は納得して心待ちにしておりましたんですけれども、先日の大津波ということで、震災直後防災無線が何分ほど機能できたのかわからないんですけれども、今後導入予定はあるのかお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、山本議員にお答えをいたします。

この防災行政無線は、震災前の時点で、平成23年度の当初予算で予算化をいたしております。そういう中で、今後3カ年事業ということで、今回の補正の中で債務

負担行為ということでの予算を審議いただくという運びになっておるところでございます。

そういう中で、23年度では親局のデジタル化更新と野外拡声子局10局の増設、そして平成24年度、25年度で85の子局のデジタル化更新をする計画でありまして、スピーカーの増設や向きを変えるなどして、難聴地域の解消に努めてまいりたいと思っております。また、ただいまお話しの方の防災ラジオの導入につきましては、防災行政無線とはシステムが異なるため、今回の整備とは切り離して考えなければならないと思っております。現在災害用として運用させていただいております災害FMラジオあおぞらのような形態で存続させた方がよいのか、お隣の岩沼市の場合についてはFM局のような常設で第三者が運用していくべきなのか、いずれにいたしましても常設のFM局は町負担もさることながら、多くの企業の賛同と協力を得なければならないと、その運営ですね。そういうことは、今後慎重に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 23年から25年にかけて3億円ほどの予算を見込んでいるんですけども、その中には防災ラジオは含まれていないということで、実際問題その効果なんです、私が危惧しているのは、防災無線が鳴り始めると、聞こうとして外に出るんですけども、やっぱり年のせいなのかわからないですけども、大分耳が聞こえなくなってきたのかなということで、もう高齢者の方はやはり耳の聞こえにくい、しかもやはり近年雑音が多いといえますか、テレビは大体家の中にとつっ放しが家の場合は多いです。あと、車の中では何か音楽を聞いたりとかということで、車1台通行しただけでも音声が届いてしまうということで、はっきり言って防災無線が聞こえるとイラッと来るんですね。頑張って聞こうとしても聞こえないものですから、どうしてもストレスがたまる。本当にスピーカーの真下あたりに家を構えている方でしたらいいと思うんですけども、はっきり言って3億円かける効果が見られないと。同じ3億円かけるのであれば、電柱といえますか高い塔からスピーカーを通して何百メートルか音声を伝播させるという方式よりも、各家庭に1台の防災ラジオというシステムを配備した方が、相当効果的だと。

しかも、アンテナをどこに立てるかわかりませんが、アンテナを町の高台に位置させれば、防災無線のスピーカーが地震や津波等で倒壊した際にも、家庭内

にあれば全部が壊れて聞こえなくなるという心配はなくて、数台は生き残るということで、例えば先日の津波ですけれども、1階におじいさんがいて2階にお孫さんがいたと。ほかの家族は皆荒浜中学校に避難したわけですけれども、おじいさんは頑として避難しなかったと、それでおじいさんが津波に流されたと。本当に不幸な結果、あのときもしも各家庭に防災ラジオがあったら、また別の結果が起こったんじゃないかということで、また津波が来るという警報は聞いたけれども、なかなか来ないので川をのぞきに行って流されたとか、一たん避難したけれどもやっぱり来ないだろうということで戻って流されたとか、イチゴハウスを閉めに行って流されたとか、本当に情報がうまく伝わらなかったことで犠牲者がふえた可能性もあったのではないかと。

防災ラジオがすべてを解決するわけではないですけれども、あの震度6強だか弱の揺れで、停電によって防災無線は数十分後機能しなくなったということは、非常に町にとって不幸なことで、それはほかの市町村でもそうだと思うんですけれども、亘理町では広報車で広報した職員が亡くなったという不幸な事態はなかったようでございますけれども、やはり今後のことを考えたときに、まずもって防災ラジオを整備した方が、それが町民の命を守る最大の方策なのではないかと私は考えているんですけれども、町長の方の答弁をお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この防災無線のデジタル化については、国の方からの指示に基づきまして補助対応事業ということで、全国一律にデジタル化の促進を図るということでの内容で、亘理町も3カ年事業ということで取り組む予定にしておるところでございます。

そこで、防災無線そのものについては、やはり室内にいる人だけでなく、車の運転あるいは散歩をしている方々に対しましても、広く防災無線でお知らせをすることが、この防災無線の機能かと思っておるところでございます。そういう中で、山本議員さんが防災ラジオそのものを1戸1戸に配布してはどうかということでございますけれども、その地震の際にすぐ防災ラジオのスイッチを入れてすぐ聞くかどうか。あるいは、家族がそれによって救われる場合もありますけれども、やはりラジオ等になりますと、電気そのものが切れますと、ラジオはその都度電池を入れかえして、やはり機能を発揮しておかなければならない。そして、各家庭がそ

の防災ラジオそのものについて十分理解し、一番茶の間の前に置くとか、いつでも聞けるような状態にしないと、なかなか伝達が難しくなるのではなかろうかと思っております。

そういう中で、やはり先ほど申し上げたとおりデジタル化をまずもって促進し、先ほど申し上げたとおりFM局の整備とか、それらについてどのようにするか今後の重要課題と思っております。しかし、このFMそのものについては膨大な町の財源、そして企業からの融資を仰がないと、このFM局の運営管理上にいろいろな基金が投入されるということ、これらについても検討課題かなと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） もちろん、停電時は乾電池2個とか3個とかで、バッテリーが備わっております。停電しても二、三日は使えるという仕様がほとんどでございます。ですから、停電時に使えなくなった既存の町内の防災無線に比べて、停電時の不安はそれほどないのではないかと私は考えているんですけれども。FM上越というのは、亘理町のあおぞらさんと提携しているところだと思うんですけれども、そういったところ先進地の事例を考慮していただいて、町民の命をいかにして守るのかということを考えていただければと思います。

次に進ませさせていただきます。前回の震災は、大津波ですけれども400年前にあったとか、1,000年前にあったとか、400年から1,000年に1回の津波なのかなという認識を私はしているんですけれども、毎年のように大雨とか台風とか集中豪雨とかが亘理町を襲っております。年に1回程度必ず来るような災害に関しまして、排水機場が機能していない中、今後予想される洪水対策にどう取り組むのかをお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の東日本大震災で破損されました5カ所の排水機場のうち、6月上旬には荒浜第2排水機場（モーターでポンプの口径が800m/m）の一部が稼働しております。そして大畑浜排水機場（これもモーターの口径で700m/m）については6月下旬、さらに吉田排水機場（これはエンジンでございますけれども、口径にして1,350m/m、呑口吐口の補修が必要）ということについても、7月下旬に稼働予定であります。やはり梅雨時・台風シーズンにおいては排水能力不足が懸念

されることから、早急な全面復旧に向けて修復作業を行っておるところでございます。特に鷺穴、鏡川、舟入川、橋本の各樋門の開閉についても、タイマー操作による応急的な仮復旧は完了している状況であります。またその他の破損した排水機場の復旧にも、全力を挙げて修復作業を行うとともに、洪水等が予想される場合は国土交通省からの排水ポンプ車の手配も要請する予定となっております。

次に、公共下水道の雨水幹線については、荒浜雨水ポンプ場の電気設備がすべて被災し停止している状況であります。現在は仮設ポンプ（口径にして150m/m）6台を2号樋函周辺に設置し、排水作業を行っております。

なお、電気設備については受注生産のため、完全に復旧するためには数カ月を要すると言われております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） おとといまで降り続いた大雨の際に、私も何度か足を運んで現地を見て、「ああ、まだ排水できているんだな」というか、水が途中であふれていることはないようだ。ぎりぎり今にもあふれんばかりのところ、何か所かあったんですけども。

その排水機場までの途中経路の側溝に関してなんですけれども、3日ほどボランティア作業に従事して側溝清掃をやったんですけれども、そこはきれいになっても、下流が詰まって流れないという状況が、非常に多いのではないかと。私がやったところは、やっぱり下流が流れないで、その場所だけきれいになったと。今現在、荒浜地区20名、吉田地区20名で、都市建設課の方で対応されていると思うんですけども、この人数をもう少しふやさないちょっと厳しいのではないかと。

というのは、私3日間とも大体50名体制でやったんですけれども、1日大体100か200メートルくらいで、ただ亘理町の側溝というのは非常に総延長が何キロメートルもあると思うので、まだまだ詰まっているような側溝が数多く見られるという状況の中で、排水機場も非常に大事だと思うんですけども、途中の側溝に関しても町長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 山本さん、ボランティアで活動どうもご苦労さまと、まずもって御礼を申し上げます。

そういう中で、亘理町といたしましては、やはり排水機場でなく町で設置してお

ります側溝の土砂払いということで、雇用対策の一環ということで、6月1日から2チームを編成し、それらに対応しておるところでございます。これらについてもやはりこの延長が長いということ、そして土砂の堆積そのものがちょっとやそつとでなく、本当に1メートル、側溝の深さにもよりますけれども、特に可変側溝の場合などは高さが深いものですから、それらの対応ということでさらに雇用対策とあわせて、さらには災害防止協会の方にもがれきの撤去も現在約8割ほど済んでおりますので、それが終わり次第そちらの方にもお願いして、やはり排水機場と同様に海岸通りの側溝の土砂の排除を速やかにいたしたいと思っております。

特に、9月になりますと台風シーズンになりまして、やはり周辺に冠水する、あるいはいろいろな人的被害が出たら困ると。そしてまた、衛生管理上も必要であるということから、さらにこれらの人数をふやしながらか対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 天気のことなんで、台風が来ないように、大雨が余り降らないように、集中豪雨が来ないようにとお祈りするしかないのかなという現状になって、できるだけ災害を減らす、減災の方向でお願いしたいと思います。

次の被災者支援に関しまして、事業所や工場等を失った被災者に、町有地等を無償で貸し出してはどうかということなんですけれども、荒浜の畳屋さんなんですけれども、工場も車も流されて、ようやく仮設に入れたみたいなんですけれども、今岩沼の方で工場を借りて、昼間は使えないので夜作業して、何とか仕事を確保しているというお話を聞きました。

あと、吉田浜の方の床屋さんなんですけれども、こちらの方は仮設はどうだったか忘れちゃったけれども、できるだけ早く仕事をしたいんですけども、お店も何も流されてしまって、その場所がほしいという、本当であれば避難所でもやりたかったんですけども、なぜかボランティアを申し出たら断られたという、何か不幸なお話を聞きました。そういった被災者が、先ほどの鈴木議員の質問にもありましたけれども、きちっとした手当てを町がやってあげないと、他市町に流れてしまう懸念があるということで、町有地等を無償で貸し出してはどうかということについて、お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。



町 長（齋藤邦男君） ただいまの事業所や工場を失った被災者に、町有地や町で保有しておる施設等は無償で貸し出してはどうかという質問でございますけれども、現在事業用の施設の復旧、整備支援として独立行政法人中小企業基盤整備機構という、略して中小機構と申しますが、この被災地域において事業活動を再開する複数の中小企業者に仮施設設ということで、店舗あるいは事務所、工場等の貸与事業を行っております。町といたしましても、この事業の活用を図り、個人事業者等の復興支援のため商工会と連携し、被災事業者を対象に説明会等を行い、入居希望者の把握をし、宮城県及び中小機構と調整を行っておるところでございます。

現時点では生産業関係、きのう若干触れましたけれども、製造業関係、理容（床屋さんですね）、あと美容、及び飲食、小売業関係を3グループに分けて、それぞれ荒浜漁港内、そして荒浜の新御狩屋地区、さらには公共ゾーンの3カ所に設置を考えておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 月曜日、ちょうど産業建設常任委員会がありまして、課長さんの方から今の答弁の資料をいただきまして、既に町はその方向に向かって、私が一般質問するまでもなく動いているんだなということで、大変すばらしいことだと考えております。

ただその時期とか、あてこの店舗、例えば美容院でも床屋さんもいいんですけども、箱だけになるのか、それとも水回りから全部つくっていただけるのか、時期とその具体的な例えば美容院であればどういう形態、例えば広さであるとか、もうちょっと具体的なお話がありましたら、お願いしたいと思います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当課であります産業観光課長の方から、具体的な内容をご説明申し上げます。

議 長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東常太郎君） 私は、中小機構の方と今いろいろとお話しをしている中で、先ほどの三つのゾーンの中でやりたい。先週までにオーダーがあったのは、29事業所の方であります。その中で、水産関係については4、あと事務所関係については11、あと小売り・サービス業関係につきましては14ということで、29事業所の方が先週の時点でありました。ただ、きのうも若干まだオーダーがあったというような

話を聞いております。

いずれ、この申請した方々につきまして再度商工会等にお集まりいただきまして、三つのゾーンの中でどの位置に入っていただくのか、まず決めたいと思います。その中で時期なんでございますが、とりあえず早急に建てるような形にはなりますが、はやくて10月上旬になるのかなというような、中小機構の話の中ではそのような回答になっております。

設備の内容でございますが、事業者によってはいろいろと面積等ばらつきがあります。床屋さんであれば「30平方メートルでもいいよ」と。工場であれば「200平方メートル以上ほしい」というような要望がありますが、中小機構の方のお話では、第1次補正のお金が枠があるそうなんです。その中で、いろいろと工場等については500平方メートルとかってなった場合に、そのお金を仮設の建設費に充てるとかなり莫大になるということで、面積に若干制限があるんです。そういうことで、一番大きくて町の方に提示があったのが100平方メートルということです。あとは大体50平方メートルくらいが標準でないかと。

あと、水道・下水・電気については中小機構の方でまず引きますよと。家賃については2年間、今の仮設と同じように無償で貸したいと。ただ、町の要請があれば最大1年間、3年までならばどうでしょうかねというような話でございます。

あと、手続については、いろいろと個人負担になるかもしれませんが、その中でいろいろと設備の内容によってはある程度中小機構の方からお金を借りたり、そういう形の事業等はあると聞いております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 荒浜漁港内の土地は、これは町有地なのかどうか。あと、新御狩屋地内はたしか個人所有か何かだと思うんですけども、そうすると地代を払わなくちゃならなくなるということで、できれば町有地の方がいいのではないかと私は個人的には思うんですけども、その点どういう判断でこういったことになったのか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって水産業関係の土地については、きのうも若干触れましたけれども、木村ユウキュウ旅館さんの南隣で、もともとは塩釜漁港事務所荒浜派出所があった場所で県有地でございます。これについても、既に県と調整をし、これについては無償貸与という形をとらせていただきました。また、新御狩屋地区に

つきましては、荒浜駐在所の南隣の土地でございます。これについては、個人所有でございますのでこの借り上げということで現在交渉中でございます。これについても相手方も快く、震災でありますので低額というか、ある程度の価格で協力いたしましょうということでございます。もう1カ所の公共ゾーンについては、町の方の所有地でございますので、無償貸与してはどうかと思っておるところでございます。これについても、やはり議員の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 新たにプレハブを建てることになるかと思うんですけども、この通告では町有地等々あるわけですけども、町の保有施設、例えばまだ再開していないわたり温泉でありますとか荒浜支所、そういったものは条例上できないということなんですけれども、それを例えば条例を改正して、町の保有施設であればある程度箱ができていて、それを2年なり3年なりというスパンでお貸しするという、そこまで踏み込んで町民を助けるといったお考えはあるのかなのか、お伺いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今話された荒浜支所、あるいはわたり温泉鳥の海、これについてはご案内のとおり条例上では行政財産であるということ、これらについてもやはり必要であれば検討をさせていただきたい。「特に町長が認めた場合」ということになろうかと思っておりますけれども、果たしてそこを希望する方があるのかどうか、それらにもらめっこしながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

13番（山本久人君） 以上で一般質問を終わらせていただきます。

議 長（岩佐信一君） これをもって、山本久人議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時33分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 宍戸 秀正

署名議員 安藤 美重子